

● 市民自治活動の支援と協働の推進

市民ニーズが多様化、複雑化するなかで、市の執行機関だけで多岐にわたる市民ニーズに応えていくことが難しくなっています。

こうした課題に対応し、多様できめ細やかなサービスの実現を目指すためにも、まちを構成するみんなで連携・協力して、まちづくりを進めていくことが必要となっています。



● 支援と協働の原則

協働のまちづくりの推進には、コミュニティと市の執行機関がお互いの特性を活かし合い、相乗効果をあげながら、効果的、効率的に公共サービスを創出し、地域課題を解決することにあります。

そのためにも、共通認識として次の5つの原則にのっとり実施していきます。

1. 対等の原則

コミュニティと市の執行機関は、上下の関係ではなく、自治の主体として対等なパートナーであることを認識し、お互いの活動において自主性及び自立性を尊重すること。

2. 相互理解の原則

コミュニティと市の執行機関は、その成り立ちや構成メンバーのほか、行動原理や価値観などが異なるため、お互いの立場や特徴の違いを認識し、信頼関係を築くこと。

3. 共有の原則

コミュニティと市の執行機関は、解決すべき課題や協働事業によって達成しようとする目的、目標及び実施に必要な情報をお互いに提供し、共有すること。

4. 役割分担の原則

コミュニティと市の執行機関は、お互いの立場と特徴を活かせるよう、あらかじめ適切な役割分担を行うとともに、役割に応じて責任も分担すること。

5. 透明性の原則

コミュニティと市の執行機関は、透明性の確保と情報の公開のためにも、市民自治活動の支援及び協働の過程について公開すること。

条例の制定経過

【平成19年度】 (仮称)日進市市民参加条例検討のための基礎調査の実施
※本市における市民活動や地域コミュニティ活動の実態アンケート
(区や自治会のほか市民活動団体やボランティア団体の合計570団体を対象)

【平成20年度】 ○他市町の先行事例の調査研究
○検討組織の立ち上げ

【平成21年度】 ○市民を対象とした条例勉強会の開催(2回)
○職員アンケートの実施
○(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例検討委員会(2回)
○日進市自治推進委員会(1回)※附属機関
○Café 語らッテ(無作為抽出で選んだ市民による意見交換会)

【平成22年度】 ○(仮称)日進市市民参加及び市民自治活動条例検討委員会(6回)
○日進市自治推進委員会(2回)
○条例検討委員会から、市長へ条例骨子案を提言
○条例骨子案に対する庁内からの意見募集等
○日進市市民参加及び市民自治活動条例(骨子)完成
○日進市市民参加及び市民自治活動条例(骨子)のパブリックコメント手続の実施

【平成23年度】 ○庁内検討部会(8回)
○日進市自治推進委員会(3回)
○議会上程(可決)

【平成24年度】 ○条例検討委員有志による、条例フォーラム実行委員会(2回)
○条例制定記念フォーラム開催
「この日進(まち)への思いを語り合いませんか？」
～みんなで参加 みんなで決めて みんなで行動～
○条例施行(10月1日)

みんなで参加

みんなで決めて

みんなで行動

日進市市民参加及び 市民自治活動条例

豊かで活力ある地域社会の実現、それはこのまちに住む私たちの願いです。
そのために、まちのみんなが手を結び、協力して地域の課題解決に取り組む。

このまちへの私たちの思いを形にできる条例ができました。

